

栃木県立真岡北陵高等学校同窓会青年部会則

改正昭和54年7月1日

平成7年4月28日

平成15年4月30日

平成26年4月30日

第1章 名称及び構成

第1条 本部会は栃木県立真岡北陵高等学校同窓会青年部会と称する。

第2条 本部会の事務局は栃木県立真岡北陵高等学校に置く。

第3条 本部会は下記の会員をもって組織する。

(1) 通常会員 栃木県立真岡北陵高等学校を卒業後15年以内の者

(2) 特別会員 栃木県立真岡北陵高等学校同窓会役員、並びに職員

(3) 賛助会員 本部会の趣旨に賛同する者

第2章 目的及び事業

第4条 本部会は会員相互の親睦を図り、各自の能力を高め、母校並びに地域社会の発展に貢献することを目的とする。

第5条 本部会は前条の目的達成のため下記の事業を行う。

(1) 会報の発行

(2) 公演、講習会、視察等

(3) その他の目的達成に必要と認めた事項

第3章 機関及び運営

第6条 本部会は毎年1回定期総会を開催する。ただし、必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第7条 本部会は卒業学年ごとに幹事を2名置く。

第8条 本会に下記の役員を置く。

(1) 部長 1名 (2) 副部長 3名

(3) 常任委員 若干名 (4) 監事 3名

ただし、部長、副部長、監事は総会において選任する。常任委員は部長がこれを委嘱する。

第9条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 部長は会務を総括する。部長に事故ある時は副部長がこれを代行する。役員は重要事項を審議し処理する。監事は会計を監査する。

第11条 本部会は顧問並びに指導者を置くことができる。

第12条 総会及び役員会は部長がこれを召集する。

第4章 会計

第13条 本部会の運営費は本会の運営金をあてる。

第14条 運営費は本会総会において決定する。

第15条 本会の事業及び会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 付則

第16条 本部会則の改正は総会に於いて出席者数の過半数をもって成立する。

第17条 本会の会則は、平成26年5月1日より発効する。